

答申第71号（諮問第68号）

「(1)平成15年10月に農振法による農振除外になった、特定地番の売主（ ）受主（ ）に係る、県知事が市と交わした公文書のうち、農振法による農振除外認可（農用地利用計画変更認可）の事前相談に係るすべての資料一式（市や農業委員会の意見書、市への回答書等、すべての添付書類も含む）

(2)平成15年10月に農振法による農振除外になった、特定地番の売主（ ）受主（ ）に係る、農地法による転用申請に係るすべての資料一式」の存否応答拒否に対する異議申立てに係る答申書

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、本件処分を取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成17年1月17日付けで、「(1)平成15年10月に農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（以下「農振法」という。）による農振除外になった、特定地番の売主（ ）受主（ ）に係る、県知事が市と交わした公文書のうち、農振法による農振除外認可（農用地利用計画変更認可）の事前相談に係るすべての資料一式（市や農業委員会の意見書、市への回答書等、すべての添付書類も含む）、(2)平成15年10月に農振法による農振除外になった、特定地番の売主（ ）受主（ ）に係る、農地法（昭和27年法律第229号）による転用申請に係るすべての資料一式」の開示請求（以下、(1)について「本件請求1」、(2)について「本件請求2」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成17年2月1日、本件請求1及び2に関して、それぞれ公文書の存否を明らかにしない決定（以下併せて「本件処分」という。）を行い、本件公文書の存否を明らかにしない理由（本件請求1及び2とも同じ）を次のとおり付して、申立人に通知した。

条例第14条第2号該当

本件開示請求は、特定個人を名指ししての請求であり、開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより個人情報を開示することになるため。

3 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成17年2月21日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成17年3月7日、本件異議申立て事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 争点

争点（条例第14条第2号該当性）

開示を請求する公文書の内容又は件名に特定の個人名を挙げて請求した場合に、特定された対象公文書全体が条例第14条第2号に該当するか。

第4 争点に対する当事者の主張

争点（条例第14条第2号該当性）

（1）申立人の主張

実施機関は、条例第14条第2号の規定を、「本件開示請求は、特定個人を名指

ししての請求であり、開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより個人情報を開示することになるため」とねじまげて、不当に解釈して開示を拒否している。これは、条例の濫用であり違法である。

申立人らは、実施機関が当該情報を確実に特定できるようにするために、既に把握している情報を記載したものであり、開示請求した公文書の内容の書き方について、条件を設けることはできない。

ちなみに、実施機関の言う、条例第14条第2号は、非開示情報について定めているのであり、個人名など個人情報が開示できないとするなら、その部分のみ非開示とすればよく、当該情報すべてを非開示とすることは条例違反である。

ア 本件請求1に関する主張

当該情報は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする農振法に係る情報である。

したがって、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるから、非開示情報の適用は受けられない。

イ 本件請求2に関する主張

当該情報は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とする農地法に係る情報である。

したがって、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるから、非開示情報の適用は受けられない。

(2) 実施機関の主張

ア 本件請求1に関する主張

農振法の除外の手続きは、市町村の自治事務である農業振興地域整備計画の変更位置付けられ、事前相談は県と市町村の間で行われている。その計画の変更の内容としては、個人対個人又は個人対法人の申出によるものが含まれている。

本件請求は、特定個人を名指ししての請求であり、開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより個人情報を開示することになる。

申立人は、開示請求に係る公文書を存否応答拒否したことについて、条例を不当に解釈し運用されたものであるとして異議申立てを行っている。

今回、存否応答拒否した公文書は、条例第14条第2号本文の規定による「個人に関する情報であって、当該情報の含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する非開示情報を指定しての開示請求である。

イ 本件請求2に関する主張

農地法の申請・許可自体が個人対個人を対象としたものであり、その資料を明

らかにすることは個人の情報を開示することになるため。本件請求は、特定個人を名指ししての請求であり、開示請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより個人情報を開示することになるため。

申立人は、開示請求に係る公文書を存否応答拒否したことについて、条例を不当に解釈し運用されたものであるとして異議申立てを行っている。

今回、存否応答拒否した公文書は、条例第14条第2号本文の規定による「個人に関する情報であって、当該情報の含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する非開示情報を指定しての開示請求である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

争点（条例第14条第2号該当性）

条例は第13条で原則開示をうたい、第14条で例外的に非開示を認めている。

本県の条例は非開示とすべき個人情報の類型について個人識別型を採用しているの
で、条例第14条第2号本文にいう「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別
することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることにな
る氏名その他の記述の部分だけでなく、特定の個人情報全体を指すほか、当該情報単
独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより識別可
能となるものについても含まれると解される。

通常特定の個人の氏名を挙げて、その「農振除外手続」、「農地転用申請」に係る情
報が記録された公文書の開示請求があった場合に、実施機関がそれに従い公文書を特定
すれば、その公文書に記録されているすべての情報は識別される特定の個人情報になり、
条例第14条第2号本文に該当するものと判断され、その個人情報が同号イないしハに
該当しない限り、当該情報は非開示情報となる。

本件事案で挙げられている個人は、公務員等ではないことから第2号ハに該当しない
ことは明らかであることから、以下、それぞれの請求に関して、本号イ及びロに該当し
うるか否かを検討する。

（1）本件請求1（条例第14条第2号イ、ロ該当性）

本件請求内容は、特定の個人の土地に係る農振法による農振除外認可の事前相談
に係る全ての資料一式であるが、農振法の除外の手続きは、市町村の自治事務であ
る農業振興地域整備計画の変更に位置付けられ、事前相談は県と市町村の間で行わ
れる。

審査会で審査したところ、農振法の除外の一連の手続きの中で当該市町村におい
て公告及び縦覧がなされることが予定されているが、公告及び縦覧手続の中で公に
されるものは地番、地積等に留まり、特定の個人の氏名や住所は公にされてはいな
い。また、農振法に個人の氏名、住所を公にする規定も存在しない。

したがって、本件請求内容に係る個人情報は法令等の規定により公にされている
情報ではなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報にも
該当しないため、同号イには該当しない。

次に、同号ロに該当するか検討する。

申立人は、本件請求内容である農振法に係る情報は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とするため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である旨を主張する。

公にすることが必要であると認められる情報とは、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が、個人の権利利益よりも上回る場合をいうものであり、開示の必要性も、その公にする必要性と個人の権利利益を比較衡量した上で判断されるものである。

本件請求内容である農振法に係る情報は、周辺に及ぼす影響も考慮して、その変更等の手続きを先に触れたとおり市町村で公告及び縦覧することとしているものであり、その事前手続きに関する情報も本来非開示たる評価を受ける文書ではないが、そもそも個人の氏名や住所を挙げなければ開示請求ができないという事案でもなく、個人名を公にすることが人の生命、健康等の保護に必要なものとは認められない。

したがって、本件請求内容は同号口には該当しない。

(2) 本件請求2(条例第14条第2号イ、口該当性)

本件請求内容は、農振法による農振除外になった農地法による転用申請に係るすべての資料一式であるが、農地法では、譲渡人・譲受人の当事者の氏名・住所等を含む農地の権利移動・転用等の許可申請書については、公表する規定は存在しない。

なお、当事者の氏名・住所等は不動産登記簿上で明らかになっている情報であるとの考え方もあるが、農地法による許可申請手続と売買及び登記手続とはその趣旨・目的を異にする別個の制度であり、不動産登記簿上の土地所有者の氏名、住所が旧所有者の氏名、住所となっているなど、譲渡人の氏名、住所と異なる場合もある。

また、許可があれば多くの場合登記がされることになるとしても、そのことを理由として、農地法による転用申請の譲渡人・譲受人の氏名、住所を含めた個人情報情報を公にすることが予定されているものとは言えない。

したがって、本件請求内容に係る氏名等の個人情報情報は法令等の規定により公にされている情報ではなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報にも該当しないため、同号イには該当しない。

次に、当該情報が、同号口に該当するか検討する。

申立人は、本件請求内容である農地法に係る情報は、農地の耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的とするため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である旨を主張する。

公にすることが必要であると認められる情報とは、人の生命、健康、生活又は財

産の保護の必要性が、個人の権利利益よりも上回る場合をいうものであり、開示の必要性も、その公にする必要性と個人の権利利益を比較衡量した上で判断されるものである。

本件請求内容である農地法に係る情報について、農地法の趣旨は申立人が主張するとおりであるが、通常農地転用に関して個人の氏名や住所を公にすることが人の生命、健康等の保護に必要であるものとは認められない。

したがって、本件請求内容は同号口には該当しない。

以上のことから、実施機関の行った本件処分は妥当であると判断される。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 3月 7日	諮問
平成17年 3月28日	実施機関からの理由説明書を受領
平成17年 5月26日	異議申立人からの意見書を受領
平成17年11月14日 (第117回審査会)	審議
平成17年12月19日 (第118回審査会)	審議(実施機関、異議申立人の口頭意見陳述)
平成18年 1月23日 (第119回審査会)	審議
平成18年 2月20日 (第120回審査会)	審議
平成18年 3月24日 (第121回審査会)	審議
平成18年 4月13日	答申